

ジャズの街岡崎発信事業費補助金



「ジャズの街岡崎」のさらなる発信を図るため、補助制度を設けています。

	企画事業区分	アーティスト支援区分※
受付期間	令和6年4月1日 ～ 令和6年5月30日	令和6年4月1日 ～令和7年3月17日

※ アーティスト支援区分は先着順です。

<補助の対象>

事業区分	補助事業内容	補助対象者※ ³	補助額※ ⁵
企画事業	ジャズ事業 ・イベント※ ¹	市内在住の方	補助対象経費※ ⁴ の50%
ジャズアーティスト支援	練習 ・リハーサル※ ²		練習した会場 費の50% (上限4万円)

※1 岡崎市内におけるジャズのライブ、コンサート、展示、交流事業等

※2 市内イベント等でジャズ演奏を行うための練習・リハーサル等

※3 団体の場合は1人以上市内在住

※4 愛知県が交付する愛知県文化活動事業費補助金が対象としている補助対象経費（会場費や広告宣伝費等）

<参考：愛知県文化活動事業費補助金><https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bunka/0000042974.html>

※5 予算の範囲内で交付するため、申請額を下回る金額が交付となる場合があります。



※注意※

- ・ 企画事業区分については**令和6年6月15日**から令和7年3月31日までに事業が実施され、経費の支払が完了するものが対象です。
- ・ アーティスト支援区分については令和6年4月1日から令和7年3月31日までに事業が実施され、経費の支払が完了するものが対象です。
- ・ 事業実施の前・後の**2回**手続きが必要です。1回目は事業を実施する前に、2回目は事業を実施した後又は経費の支払が完了した日のいずれか遅い日から2か月以内に手続きしてください。ただし、**いずれの場合でも令和7年3月31日より後の手続はできません。**

次ページにつづく

<補助金申請の流れ>

※ 事業実施の前・後の**2回**手続きが必要です。

1回目 「交付申請書」を事業実施前に提出

2回目 「実績報告書」を事業完了日※¹から2か月以内※²に提出

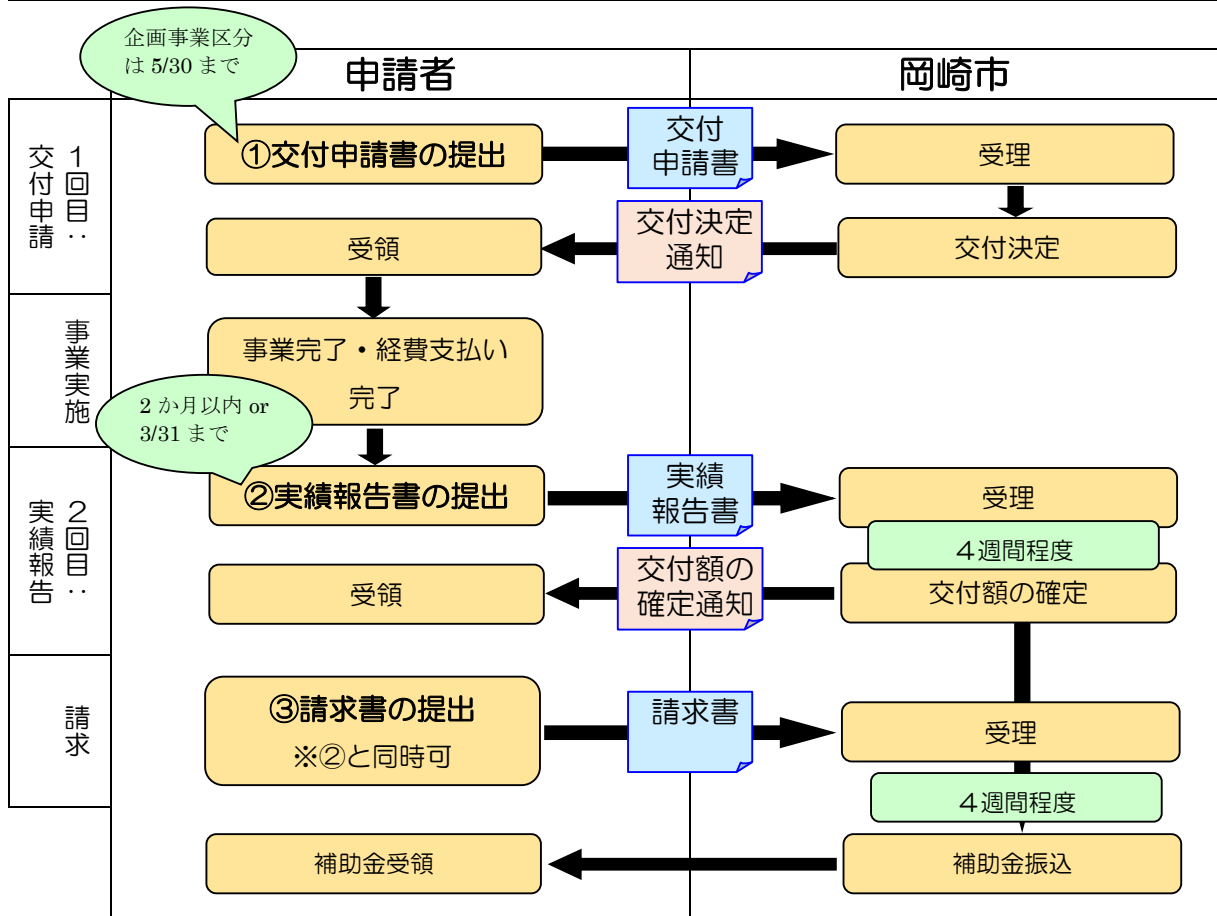
※¹ 事業の実施後、収入の額が確定し、経費の支払が完了した日

※² 同日が岡崎市図書館交流プラザ閉館日の場合は、その日以降最初に到来する開館日を期限とする。

令和7年3月31日より後の手続きはできません。

☑ 生涯学習課「ジャズの街岡崎発信事業費補助金係」に提出してください。

☑ 岡崎市役所本庁・支所等での受付は行っておりません。



次ページにつづく

<申請前チェック>

★補助対象者ですか？

全て当てはまる方が申請できます

- 岡崎市民である方（団体の場合は1人以上）
- 岡崎市税を滞納していない方（個人の申請の場合のみ）
- 暴力団や暴力団員ではないことかつこれらと密接な関係を有していない方

★補助対象事業ですか？

◆ **共通**：全て当てはまる事業が申請できます

- 営利目的ではないこと。
- 宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。
- 教室等が行ういわゆる習いごと等の発表会でないこと。
- 他の市費補助金の交付を受けていないこと。
- 暴力団や暴力団員の利益となるような活動でないこと

● **企画事業区分**：全て当てはまる事業が申請できます

- ジャズを活用した事業であること。

● **ジャズアーティスト区分**：全て当てはまる事業が申請できます

- 市内で開催されるイベント等に出演予定であり、受付期間内に開催されること。
- 出演するイベント等ではジャズを演奏すること。
- 当該イベント等で演奏するための練習・リハーサル等であること。

次ページにつづく

＜提出書類＞（1回目）

提出書類	注意事項	チェック ✓
交付申請書※ ¹ （様式第1号）	提出日は事業実施前（イベント・練習日前）	
事業実施計画書 （別紙様式1）	記載例に従って記入してください。	
収支予算書 （別紙様式2）	ジャズアーティスト支援の申請は「2支出の部」の会場費のみ記載してください。	
団体活動状況調 （別添様式3）	市民活動団体に未登録の団体のみ作成してください。	
納税証明書※ ²	<ul style="list-style-type: none"> ・企画事業に個人で申請する場合及びジャズアーティスト支援の申請の場合提出してください ・岡崎市税の完納が証明されている納税証明書又は非課税証明書 <li style="background-color: yellow; padding: 2px;">・2か月以内に発行されたものに限ります。 ・岡崎市民であるにもかかわらず、納税証明書の交付を受けられない場合は「納税証明書不添付理由書」を提出 	

※注意※事業実施後の受付はできません

※1 企画事業区分については、申請期間は令和6年4月1日～5月30日です。令和6年6月15日～令和7年3月31日に実施及び完了する事業に限ります。

※2 納税証明書は、オンライン、窓口（本庁・支所）及び郵送での発行が可能です。方法や手数料の詳細については岡崎市納税課ウェブサイトを参照してください。

＜納税証明書の発行： <https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1101/1114/p001716.html>＞



＜提出書類＞（2回目）

提出書類	注意事項	チェック ✓
実績報告書 （様式第7号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上提出日は、事業実施後、経費の支払が完了した日から2か月以内 ・ 申請者は1回目提出時と同一 ・ 記名押印の場合は1回目提出時と同じ印 	
事業実施報告書 （別紙様式5）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間は、イベント等の開催期間 ・ 完了日は事業実施後、経費の支払が完了した日 	
事業を実施したことのわかる資料	① ちらし、パンフレット又はウェブサイトのスクリーンショット等のコピー	
	② セットリスト	
収支計算書 （別紙様式6）	ジャズアーティスト支援の申請は「2支出の部」の会場費のみ記載してください。	
領収証等の写し	補助対象経費が明示されているもの。 複数の経費が合算されている場合は内訳、もしくは但し書きで補助対象経費がわかるような記載のある領収証を提出してください。	
請求書※1	請求者は実績報告書の申請者と同一	

※1 請求書も2回目の提出時に合わせて提出することができます。

MEMO



<お問合せ先>

岡崎市社会文化部生涯学習課

(図書館交流プラザ りぶら内)

〒444-8501 岡崎市康生通西 4-71

電話：0564-23-3175

FAX：0564-23-3165

メール：

shogaigakushu@city.okazaki.lg.jp

水曜・年末年始休館

